

第 5 7 号議案

久留米市立小学校小規模化対応方針の策定について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日

教育長 大津 秀明

提案理由

久留米市立小学校において児童数が減少し、小規模化していることに伴い、小規模校への対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるため、久留米市立小学校小規模化対応方針を策定しようとするものである。

議案資料 別冊

久留米市立小学校小規模化対応方針

平成30年10月19日

久留米市教育委員会

目次

1	策定の趣旨等	1
2	児童生徒数の推移・推計等	2
3	学校の役割等	3
4	小規模校の課題等	5
5	学校規模の考え方	8
6	対応の方策等	9
7	留意事項等	13

1 策定の趣旨等

今後、さらなる少子化が進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、小規模化する学校の対応について検討することが必要となっている。

このような中、国においては、近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することに懸念があることから、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引き」という。）を作成した。国は、手引きの作成にあたり、小・中学校の設置者である各市町村に対して、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことを求めている。とりわけ、複式学級が存在する学校については、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしている。

久留米市教育委員会においても、小規模校への対応が喫緊の課題であることから、平成24年11月に久留米市立小中学校通学区域審議会（以下「通学区域審議会」という。）に対して、「久留米市立小学校の教育課題を見据えた小規模化への対応について」諮問し、平成27年2月に答申（以下「通学区域審議会答申」という。）を受けたところである。通学区域審議会答申では、長期的には市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要であるとしつつも、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきであるとされている。

以上のことから本方針は、国の手引きに照らしながら、通学区域審議会答申を踏まえ、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものとする。

2 児童生徒数の推移・推計等

全国的に少子化が進み、学校の小規模化が進行する中、本市においても、今後さらに学校の小規模化が進むことが想定される。

本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校では、昭和57年の約27,400人、中学校では、昭和61年の約13,600人をピークに減少傾向が続いており、現在では、ピーク時の約60%となっている。

また、本市の児童生徒数は全体的に減少し続けているが、特に小学校では、児童数1,000人以上の学校がある一方で、30人以下の学校があるなど学校間の児童数の偏りが顕著となっている。現在、複式学級編制※1の学校（以下「複式学級校」という。）は、2校であるが、今後の推計によると、平成36年度には、5校が複式学級校になる見込みである。

○児童生徒数の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分	ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
	(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小学校児童数	27,387人	16,133人	16,323人
中学校生徒数	13,599人	7,063人	7,624人

○学級数・学校規模の推移

(平成30年5月1日現在)

区 分		ピーク時	平成30年	平成36年(推計)
		(小) 昭和57年 (中) 昭和61年		
小 学 校	学級数	754学級	574学級	573学級
	全1学年1学級の学校数	5校	15校	11校
	複式学級校数	0	2校	5校
中 学 校	学級数	344学級	204学級	214学級
	全1学年1学級の学校数	0	0	0
	複式学級校数	0	0	0

なお、小学校については、長期的には、平成37年度には児童数16,254人、平成47年度には14,681人(ピーク時の約54%)となることが推計されている。

※1 複式学級の編制基準（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条）

隣り合う2つの学年の児童数の合計が、第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では、16人以下で複式学級編制となる。

3 学校の役割等

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため、学校では、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて思考力、判断力、表現力などを育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っている。

国の第2期教育振興基本計画においては、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度や基礎・基本的な知識・技能の習得などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視するとされている。

また、平成32年度から小学校で全面実施される新学習指導要領においては、生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成し、質の高い理解を図るために、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善が求められている。

そうした教育を行うためには、子どもたちの学習・生活の場である学校では、一定の児童生徒数が確保されていることや、教職員については経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた体制が構築できることが望ましい。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要とされている。

本市においても、学校・家庭・地域が一体となった「一人ひとりを大切に、未来を担う人づくり」を理念に、国の計画や指針等を踏まえながら施策・事業等を推進し、学校教育のさらなる充実を図っているところである。しかしながら、小規模化が進む小学校については、児童数が少なくなっていることに起因する学習面・生活面・学校運営上の課題が生じている。特に複式学級校は、6ページから7ページに述べているように、教育上の課題が極めて大きく、現在複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校は、果たすべき役割を全うできない懸念がある。

未来を担う子どもたちに、より良い教育条件・教育環境を整備することは、教育委員会の基本的な責務であることを念頭に置き、課題の解決に向けて小規模化が進む学校の対応に取り組むものとする。

【参考】

（教育基本法）第5条第2項

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする

（国の手引き）

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

4 小規模校の課題等

学校規模の標準は、集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は本来一定の規模を確保することが望ましいという考えに立って、法令※2により定められている。具体的には、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされている。なお、近年、少子化が進んでいること等により、全国的には約半数の小学校が、本市でも小学校46校のうち20校の小学校が標準規模を下回っている状況にある。一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあるため、単に12学級を下回るか否かだけではなく、12学級を下回る程度に応じて、課題等を捉える必要がある。

標準規模未満の小規模校については、一般的に次のような長所があるとされている。

- 児童生徒の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、個別の指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- 児童生徒相互・教職員と児童生徒の人間関係が深まりやすい。
- 児童生徒が意見や感想を発表できる機会や、様々な活動においてリーダーを務める機会が多くなる。
- 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。

一方で、小規模校については、その下回る程度に応じて生じる課題が異なるが、一般的に「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされている。

すなわち、これらの課題については、学習面、生活面、学校運営の全般にわたって、1学級あたりの児童生徒数が少なくなるほど、影響が色濃く出てくると考えられる。

※2 小・中学校の学級数（「学校教育法施行規則」第41条及び第79条）

小・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない

国の手引きでは、全国的な実態調査を踏まえた小規模校の課題等についてまとめられており、本市においても、とりわけ著しく児童数が減少している小学校については、国の手引きで言われていることと同様に、主に次のような課題が生じると認識している。

【学習面における課題】

- 体育の授業においてチーム競技が実施できない、音楽の合唱・合奏ができないなど、集団での教育活動が制約される。
- 児童会活動、クラブ活動など、児童が主体となる組織的活動が行いづらい。

【生活面における課題】

- 多様な考え方に触れ、自分の考え方を深めていく、などの集団における社会的経験の場が不足しがちになる。
- 小規模な集団で6年間学校生活を送ることから、人間関係が固定しやすい。
- 教員と児童との心理的な距離が近くなりすぎることから、教員への依存心が強まる可能性がある。

【学校運営における課題】

- 教員個人の力量への依存度が高まる傾向にあるため、人事異動により教育活動が過度に左右されたり、学校経営が不安定になる可能性がある。
- 一人の教職員が担う校務分掌が多岐にわたるとともに、経験、年齢、性別などバランスのとれた教職員の配置が難しくなる。

さらに、児童数の著しい減少に伴い、異なる学年の児童が同じ教室で学習する複式学級校にあっては、前記に加え、次のような深刻な課題が生じる。

【複式学級の課題】

複式学級では、1人の教員が、同一教室内でそれぞれの学年の児童に異なる学習内容を指導する授業であるため、一方の学年が指導を受けている（直接指導）間は、もう一方の学年は、自分たちで自主的に学習を進める（間接指導）ことを、交互に繰り返すことになる。

したがって、同学年から構成される単式学級と比べ、直接指導の時間が半分程度に制約されることが最も大きな課題として挙げられる。また、それに付随して、間接指導時には次のような課題が生じる。

- 学習内容が理解できずに、児童の思考が中断することがある。又は学習が早く終わった児童には空白が生じ、教員の指導を待って学習が停滞することがある。
- 学習問題の解決等に行き詰まったとき、教員はもう一方の学年の指導にあたっていて、直接の支援を効果的に行えない場合がある。
- 問題把握や学び合い等の内容を深める重要な学習過程において、直接的に必要な指導や支援を受けられないことがある。
- 教員の直接指導の声や動きが交錯し、自学・自習を行っている児童の集中力等を低下させる。

このように、複式学級にあっては、小規模校の課題がより一層顕著に現れ、直接指導が制約されるという深刻な課題が生じることから、次のような児童の学習達成や育ち合いへの影響が強く懸念される。

- 児童間で切磋琢磨する機会が少なくなるため、意欲や頑張りが引き出されにくい。
- 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- 集団の中で自己主張をしたり、他者の意見等を聞き分ける経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。

加えて、複式学級校においては、教頭又は担任外教員(教務主任等)のいずれかしか置けない学校運営上の課題も生じる中、児童への影響をできる限り低減するために、指導方法の向上・工夫改善等の取組を継続して進めている状況にある。しかしながら、複式学級の課題は、学校の懸命な取組をもってしても、不可避かつ克服できない課題であり、学校の努力による対応では限界があると言わざるをえない。

このようなことから、教育委員会では、義務教育段階における子どもたちの教育の機会均等や、教育水準の確保の観点から、複式学級における教育上の課題について、看過できない重大な課題として認識するものである。

5 学校規模の考え方

本市における小学校の学校規模については、子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや、学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できることから、1学年が複数の学級で構成されていることが望ましいと考える。

1学年2学級以上を理想としながらも、現在、複式学級が発生している学校及び発生が見込まれる学校における教育課題の重大さを踏まえると、その課題に適切に対応するためには、国の手引きにあるように少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要である。

◎教育を充実する観点から「望ましい学校規模」

= 1学年が複数の学級で構成される規模

◎教育課題の顕在化等を回避するために「必要となる学校規模」

= 1学年1学級以上(6学級以上)の規模

【参考】

(国の手引き)

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

(通学区域審議会答申)

本市の小学校の学校規模としても、以下のような要件を満たすことが望ましいと考えられる。

○1学級の児童数としては、一人ひとりに教師の目が届き、きめ細かな指導が行いやすく、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。

○学級間の相互啓発やクラス替えができるよう、1学年が複数の学級で構成されること。

6 対応の方策等

(1) 基本姿勢

児童にとってより良い教育条件・教育環境を整え、義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図ることが、教育委員会の第一義的な責務であることを強く念頭に置き、本市の教育行政上の重要課題の一つである学校の小規模化対応については、重点的に取り組むものとする。

この小規模化対応にあたっては、学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、「望ましい学校規模」を目指すものとする。加えて、直面している深刻な教育課題の解決に向けて、できる限り速やかに「必要となる学校規模」を確保する観点から、検討の順位や対応の方策等について、次のとおり定める。

(2) 検討の優先順位等

ア 既に複式学級が発生している学校

長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校については、速やかに抜本的な対応の検討に着手する。

イ 今後、複式学級の発生が見込まれる学校

今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校については、順次、対応の検討を行う。また、一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校については、児童数の推計を注視しつつ、小規模特認校制度の導入等の検討を行う。

ウ 望ましい学校規模を下回る学校

全ての学年又は一部の学年において一学級編制となっている、いわゆる標準規模未満の学校については、児童数の推計等を踏まえながら、全市的かつ計画的な対応の検討を行う。

◎本市において、最優先の対応が必要と位置付ける小学校
＝既に複式学級が発生し、固定化している小学校

(3) 小規模化対応の方策等

学校の小規模化に対応する方策としては、通学区域の変更、小規模特認校制度の活用、学校の統合が挙げられる。それぞれの方策の特性を踏まえつつ、本市の児童数推計や小学校の配置状況等を十分に考慮し、適切な方策を採用することが肝要となる。

ア 通学区域の変更

小規模校対応の方策としての通学区域の変更とは、小規模校に隣接する学校との通学区域の境界線を変更し、隣接校の通学区域の一部を小規模校に取り込むことによって児童数を増やす方策である。通学区域の変更は、学校を維持しながら小規模校の児童数の増加を図るという特性があるが、一方の学校では児童数が減少することになるため、実施にあたっては将来にわたって小規模校とならないよう、慎重な検討が必要となる。なお、一般的に、学校の小規模化対応の方策として採用するためには、小規模校に隣接する学校が標準規模を上回る大規模校以上(19学級以上)であることが基本的な条件となる。

本市においては、最優先の対応が必要と位置付ける既に複式学級が発生している学校、あるいは今後の推計で複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの学校のいずれにおいても、大規模校に隣接しておらず、今後もその見直しはない。また、現在の通学区域は、過去からの合併や学校の新設、地域の事情などそれぞれの歴史的な経過の中で設定していることから、その見直しは非常に難しいといえる。したがって、基本的な条件等を満たしている環境ではないため、通学区域の変更については、対応方策として採用できない。

イ 小規模特認校制度の活用

小規模特認校制度とは、平成9年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用の一つであり、小規模校における教育上の長所や、自然環境などを活かした特色ある教育活動の情報を広く発信し、それらの教育を受けることを希望する保護者・児童生徒の通学区域外からの入学・転入学を認めることで、学校規模の拡大を図る制度である。

本市においては、平成25年2月の通学区域審議会からの中間答申に基づき、速やかに対応可能な複式学級の回避・解消の方策として本制度を採用し、特に小規模化が進んでいる

3 小学校に対して導入している。平成 25 年度及び 26 年度の計 2 回、この 3 小学校へ入学・転入学する児童の募集を行った結果、1 校で複式学級を回避できたものの、他の 2 校については、複式学級の回避・解消に至らなかった。

教育委員会ではその結果を踏まえて、本制度について検証し、今後の運用について平成 27 年 8 月の教育委員会会議において決定した。

具体的には、本制度の導入により、一定の成果が期待できる「一時的に特定の学年にのみ複式学級が発生する小学校」を適切に選定して制度を導入し、慎重な検討の下に運用を行えば、今後も小規模化対応の一方策として活用できるとした。

一方で、著しく児童数が減少している学校、すなわち、「長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計において、その解消が見込めない小学校」又は「今後、児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大・固定化する見込みの小学校」にあっては、小規模特認校制度では複式学級の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないと結論づけた。

ウ 学校の統合

学校の統合とは、複数の学校・通学区域を統合して一つの学校・通学区域とすることにより学校規模の拡大を図る方策である。この方策は、児童数の増加の展望が開けず、さらなる児童数の減少に伴う複式学級の固定化や拡大により、現状のままでは教育課題の顕在化等が不可避であることが明らかな場合であって、他に有効な複式学級の回避・解消の手立が見当たらないときに、全国の多くの自治体で採られている。

学校の統合には、小規模校が隣接校と統合する 2 校の組み合わせの場合と、隣接し合う 3 以上の小規模校等の組み合わせによる統合の場合とがある。また、統合の方式には、法令上の定義はないが、他市等の事例に照らすと、いわゆる「編入統合」と「新設統合」とがある。ここで、「編入統合」は、統合しようとする学校のうち 1 校を存続させ、それ以外の学校を廃止とする方式であり、「新設統合」は、統合しようとする学校を全て廃止として、新たな学校を新設する方式である。

このような学校の統合については、複数の通学区域を一つの通学区域とし、既存の学校を廃止することになるため、小規模校及び隣接校の児童数の推計や配置状況及び地域の特性

等を踏まえ、統合の組み合わせ及び方式などについて慎重に検討するとともに、十分かつ丁寧な説明等を通して保護者や地域住民の理解を得ることが必須となる。

以上ア～ウで述べたように、各方策の特性や本市における現状等を踏まえ、小規模化対応の基本的な方策としては、学校の統合とする。

◎小規模化対応の基本方策
＝学校の統合

(4) 統合の検討を進めるための基本的な考え方

小学校は児童の教育のために設置されている公の施設であることから、学校の統合の検討にあたっては、言うまでもなく児童にとってより良い教育条件・教育環境の整備を第一義的に考えるべきである。一方で、国の手引きにもあるように、本市においても、各小学校は、地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、地域の交流の場など、様々な機能を併せ持っている。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育成する営みでもあり、まちづくりのあり方と密接不可分であるといえる。加えて、子どもの育成のためには、学校の教職員や教育行政のみで対応していくことは困難となっており、保護者及び地域住民との協働による学校づくりが必要となっている。

このようなことから、教育委員会では、本方針の内容等について、説明会の開催などにより保護者や地域住民に周知して理解を得ることに努める。その上で、教育委員会は、統合の組み合わせ及び方式並びに行程・実施時期等の具体案を策定する。具体案については、保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定する。

なお、統合の検討を行うにあたっては、小規模化対応の優先順位等を踏まえ、まずは複式学級解消のための統合を実施し、次に望ましい学校規模を実現するための統合を行う、という2段階方式での対応も視野に入れるものとする。

7 留意事項等

通学区域審議会の答申、国の手引き及び他市の対応方針等において、学校の統合を行う際には、通学の安全確保や統合後の地域コミュニティへの配慮など、主な留意事項が挙げられている。

学校の統合に際して留意すべき事項については、教育委員会と市長との十分な連携・協力の下に、対象となる保護者や地域住民の意見等を聴取しながら、それぞれの役割と権限に応じて適切に対処することを基本とする。本方針では、基本的な考え方や対応の方向性を示すものとし、具体的な内容については、別途策定を予定している学校統合の実施計画で決定していく。

(1) 主として教育委員会が留意すべき事項

ア 通学の安全確保と支援に関する対応

学校の統合に伴い通学路の変更が生じる場合は、久留米市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関と連携して当該通学路の安全対策を進める。また、国が定めた通学距離の基準である徒歩4kmを超えるときや、学校の統合前と比べて著しく通学距離が長くなる場合等は、児童の実態や地理的な状況等を踏まえて、スクールバスの運行等の通学支援を検討する。

イ 児童にとっての環境変化への対応

学校の統合は、児童の学習環境や生活環境等が大きく変化することになるため、児童に精神的な負担が生じないように、統合前から継続的に、統合予定校同士の交流を深めるための交流学習や合同行事等を計画的に行うとともに、不安や悩みを把握するアンケートを逐次実施し、スクールカウンセラー等の配置を行うことで個々の児童へのきめ細やかな配慮や支援等を行う。

また統合後も、児童の新たな環境への適応を支援する観点から、アンケートの実施やスクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、学習面・生活面において、児童の新たな人間関係を早期に構築させるための工夫や、小規模校の児童が活躍できるような機会の意図的な設定等を行う。

(2) 市関係部局において留意が必要となる事項

ア 地域コミュニティへの配慮

本市においては、小学校区を単位として地域コミュニティが形成されていることから、小学校を統合する際にはコミュニティへの対応や配慮等が必要となる。

イ 地域の拠点機能の継承

学校施設が有している災害時の避難所や地域におけるスポーツ活動の場としての機能の継承については、市の各計画との整合性を図りながら検討を行う。

第 5 8 号議案

平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日

教育長 大津 秀明

提案理由

平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

議案資料 別冊

平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市立高等学校学則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 4 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、別紙のとおり平成 3 1 年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

平成31年度久留米市立高等学校入学者選抜要項（概要）

1 入学定員等

学校名	課程	学科	入学定員
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科 (特別進学コースを含む)	240人 (うち80人)
南筑高等学校	全日制	普通科	240人

2 選抜試験概要

試験の名称	出願期間	試験日	合格発表	試験科目等
推薦入試	1月28日 ～2月1日	2月5日 2月6日	3月14日	面接・作文・実技
一般入試 (学力検査)	2月12日 ～2月19日	3月6日	3月14日	国語・数学・社会・ 理科・英語
補充募集	3月15日 ～3月20日	3月22日	3月26日	面接・初回受検校に おける一般入試結果

※推薦入試の選考結果通知は2月12日とする。

※3月14日の合格発表は、志願先高校のホームページ上でも行う。

3 募集人員

学校名	推薦入試	一般入試	計
久留米商業高等学校	72人程度(30%)	入学定員240人より 推薦合格者数を減じた数	240人
南筑高等学校	72人程度(30%)	入学定員240人より 推薦合格者数を減じた数	240人

4 その他

(1) 帰国生徒等特例措置

帰国生徒等に対して以下の措置を講ずる。

- ・ 学力検査時間を延長する（国語25分延長、その他の教科15分延長）
- ・ 学力検査問題の一部について、漢字振り仮名表を用意する。
- ・ 志願先高等学校において、帰国生徒等特例学力検査室を設ける。

(2) 身体に障害がある受検者等への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

5 昨年度からの変更点

(1) 推薦入試の試験日

- ・推薦入試の試験日を2日間とする。

*久留米商業高等学校経営科学科（特別進学コースを除く）の推薦入試において、部活動の実技を伴うものとそうでないものの試験日を分け、2日とした。

(2) 入学願書について

- ・本人の性別欄を削除した。

(3) 帰国生徒等特別措置実施要項について

- ・帰国生徒等特別措置適用申請書の性別欄を削除した。

久留米市立高等学校学則

昭和 32 年 6 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 4 号

(入学)

第 11 条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は、校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則 6・全改、平 12 教規則 9・平 22 教規則 4・一部改正)

(入学願書)

第 12 条 入学志願者は、所定の入学願書(第 2 号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(平元教規則 6・旧第 14 条繰上)

(誓約書)

第 13 条 入学を許可された者は、10 日以内に保護者と連署した誓約書(第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不適當と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則 6・旧第 15 条繰上・一部改正、平 12 教規則 9・一部改正)

第 5 9 号議案

平成 3 0 年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の
臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日

教育長 大津 秀明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号及び久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 3 9 年久留米市教育委員会規則第 1 2 号）第 2 条第 4 号の規定により、平成 3 0 年度における久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動を行おうとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである。

平成30年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の
臨時代理について

平成30年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動について

平成30年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動を別紙のとおり行う。

教育委員会事務局等（管理職員等）職員人事異動について（10月1日付）

1 行政職員の市長部局からの転入

■ 転入

（主査級）

井手 理恵

事務職員に任命する

教育部学校教育課主査を命ずる

木下 景子

事務職員に任命する

教育部学校教育課事務主査を命ずる

2 部内配置換え

■ 配置換え

（課長級）

城戸 孝明

教育部学校教育課学校規模対策主幹兼任を命ずる

平成30年10月1日

久留米市教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

~~~~~

## ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。

~~~~~

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

教育委員会新旧名簿

事務局新旧役職者

H30.10.1

課名	役職名	H30在籍者氏名	後任者	備考
部長		大久保 隆	→	
総務	次長	名嶋 治	→	
	学校教育改革担当次長	橋本 五郎	→	
	部補佐	薄 弘典	→	
	総務主査	山下 裕嗣	→	
教育センター	所長	伏貫 義樹	→	
	副所長(兼)指導主任	大鶴 浩子	→	
	指導主事	徳永 裕輔	→	
	指導主事	永松 由美	→	
	指導主事	松澤 善明	→	
	指導主事	馬渡 茂人	→	
学校施設課	主査	内野 光博	→	
	課長	川上 喜美子	→	
	計画主幹	渡辺 唯希	→	
	課長補佐	東野 良之	→	
	課長補佐	北嶋 英紀	→	
	主査	辻 英樹	→	
	主査	中司 好信	→	
	主査	飯田 智久	→	
	事務主査	江頭 貴子	→	
	技術主査	笠 昌雄	→	
	技術主査	西木 浩二	→	
教職員課	技術主査	富松 繁	→	
	課長	松本 良一	→	
	課長補佐	中村 美喜	→	
学校教育課	事務主査	松尾 直哉	→	
	課長	平田 敬一	→	
	学務主幹	城戸 孝明	→	
	学務主幹兼学校規模対策主幹	城戸 孝明	→	主幹兼務
	指導主幹	田中 勝昌	→	
	課長補佐	久次 美和子	→	
	課長補佐	古閑 昭寛	→	
	指導主任	石橋 豊裕	→	
	指導主任	新谷 祥生	→	
	指導主任	谷口 哲也	→	
	指導主事	和田 茂	→	
	指導主事	下川 嘉満	→	
	指導主事	早田 恵美	→	
	指導主事	石橋 敬嗣	→	
	指導主事	大峰 優子	→	
	指導主事	石崎 ひとみ	→	
	指導主事	内田 良一	→	
	指導主事	中島 卓哉	→	
学校保健課	主査	轟 保則	→	
	主査	井手 理恵	→	増員
	事務主査	木下 景子	→	増員
	課長	小野 雅啓	→	
	課長補佐	馬場 洋信	→	
学校給食共同調理場	主査	田中 秀典	→	
	主査	平島 紀子	→	
	事務主査	井上 とし美	→	
学校給食共同調理場	所長(中央学校給食共同調理場)	権藤 孝男	→	
	課長補佐(田主丸学校給食共同調理場)	奥田 高博	→	
	主査(中央学校給食共同調理場)	前原 典夫	→	
人権・同和教育課	課長	江田 昭彦	→	
	事務主査	稲吉 哲也	→	
	指導主事	田中 淳夫	→	
田主丸事務所	指導主事	富安 幸平	→	
	所長	國武 博	→	
北野事務所	主査	権藤 泰彰	→	
	所長	山内 義美	→	
城島事務所	事務主査	中山 潤	→	
	所長	澁田 光弘	→	
三瀨事務所	主査	山下 士功	→	
	所長	酒見 賢次	→	
南筑高等学校	事務長	大塚 貴弘	→	
	主査	緒方 準市	→	
久留米商業高等学校	事務長	小西 範武	→	
	課長補佐	田中 晶子	→	

教育部

新旧役職者

【参考】

	課名	役職名	H30在籍者氏名	後任者	備考	
市民文化部	部長		松野 誠彦	→		
	文化芸術担当部長		宮原 義治	→		
	総務	次長		西村 信二	→	
		部補佐		石橋 真弥	→	
		総務主査		吉本 真祐	→	
		事務主査		手島 雅浩	→	
	生涯学習推進課	課長		江頭 裕二	→	
		課長補佐		末永 大朗	→	
	文化財保護課	課長		水島 秀雄	→	
		課長補佐		久保田 由美	→	
		課長補佐		白木 守	→	
		課長補佐		丸林 禎彦	→	
	体育スポーツ課	課長		稲益 久之	→	
		主幹		矢野 功治	→	
	中央図書館	館長		八田 秀一	→	
		主幹		上野 順也	→	
課長補佐			甲斐田 邦彦	→		
課長補佐			中村 裕幸	→		
		課長補佐	白井 玲子	→		

	課名	役職名	H30在籍者氏名	後任者	備考
子ども部	青少年育成課	課長	瀨上 三郎	→	
		課長補佐	小寺 正宏	→	
		課長補佐	渡辺 智子	→	

教育委員会後援事業等に関する報告

H30.9.7からH30.10.4 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成30年12月7日(金) 9:00～16:00 平成30年2月1日(金) 9:30～16:00	筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研究会	久留米石橋文化ホール	後援	学校教育課
2	平成30年11月23日(金) 13:00～16:00	久留米市内5大学等連携による オープンキャンパス～学生によるこども向け講座～	高等教育コンソーシアム久留米	くるめりあ六ツ門6階 みんくる会議室1・2 市民交流スペース等	後援	学校教育課
3	平成30年12月1日(土) 10:00～14:30	全国高等学校ビブリオバトル福岡県大会	東洋ビル管理株式会社	福岡市総合図書館	後援★	学校教育課
4	平成30年12月12日(水) 13:00～16:50	平成30年度 北筑後地区小学校教頭会研究大会	北筑後地区小学校教頭会	久留米市教育センター	後援	学校教育課
5	平成30年11月30日(金) 13:00～17:00	北筑後地区公立中学校教頭研修会	北筑後地区公立中学校教頭会	ハynesホテル久留米	後援	学校教育課
6	平成30年9月30日(日) 10:00～13:00	能楽普及の為の独謡会	清吟会	久留米市芸能会館	後援★	生涯学習推進課
7	平成30年10月6日(土) 13:00～15:00	第1回 信愛ひらくフォーラム「カラダうたう・ココロおどる 子どもも大人もみんなつながるコンサート」	久留米信愛短期大学 教育改革推進事業実行委員会	久留米信愛短期大学学院食堂	後援★	生涯学習推進課
8	平成30年10月21日(日) 10:30～12:00	子供倫理塾	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米	後援★	生涯学習推進課
9	平成30年10月21日(日) 10:30～12:00 11月11日(日) 10:00～11:30 11月20日(火) 10:30～12:00 12月16日(日) 10:30～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米、 久留米シティプラザ	後援	生涯学習推進課
10	平成30年10月27日(土) 17:00～20:00	ほとめきハロウィンパーティー2018	ほとめきイベント実行委員会	一番街商店街	後援	生涯学習推進課
11	ボブと浅井の合唱講習会 平成30年10月27日(土) 13:30～16:00(第1部)、 17:30～19:30(第2部) 「朝倉・杷木復興祈念コンサート」 平成30年10月28日(日) 13:30～16:00	ボブと浅井の合唱講習会、 「朝倉・杷木復興祈念コンサート」	朝倉・杷木復興祈念コンサート実行委員会	ボブと浅井の合唱講習会:久留米信愛中学校・高等学校 多目的ホール(第1部)、福岡県立朝倉高等学校 体育館(第2部) 「朝倉・杷木復興祈念コンサート」:朝倉市立杷木小学校 体育館	後援★	生涯学習推進課
12	平成30年11月3日(土)、 4日(日) 10:00～16:00	第25回草野まちかど博物館	草野まちかど博物館実行委員会	まちなみ保存区域(紅桃林区・草野東区・草野西区・矢作区)を中心に草野町一帯の古民家・庭園・寺社等	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成30年11月3日(祝) ～12月2日(日) 各10:00～17:00 ※ライトアップ実施日は 20:00まで延長	石橋文化センター「アート・ フェスティバル」	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化センター園 内全域	後援	生涯学習 推進課
14	平成30年11月15日(木) 11:30～15:30	歌の会(冬季定例会)	父祖の歌をなぞる市民 の会	くるめりあ六ツ門3階 パーティーホール	後援	生涯学習 推進課
15	平成30年11月15日(木) 14:40～16:20	久留米保護区保護司会 上映会とお話の集い 「君の笑顔に会いたくて」	久留米保護区保護司会	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習 推進課
16	平成30年11月17日(土)、 11月21日(水)、 11月22日(木)、 11月27日(火) 各10:00～11:40	久留米友の会(家事家計 講習会)	久留米友の会	えーるピア久留米、 久留米友の家、 サンメッセ鳥栖、 八女伝統工芸館	後援	生涯学習 推進課
17	平成31年1月13日(日) 13:30開演予定	第47回市民プラスコンサ ート ニューイヤー・バンド フェスティバル	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習 推進課
18	平成31年2月17日(日) 15:00～17:00	ミュージカルクリエーショ ン Vol.16	ミュージカルクリエーショ ン	久留米シティプラザ Cボックス	後援	生涯学習 推進課
19	2019年6月29日(土) ～7月28日(日) 各10:00～17:00	第6回青木繁記念大賞ビ エンナーレ	青木繁記念大賞ビ エンナーレ実行委員会	久留米市美術館 1階展示室	共催★	生涯学習 推進課
20	審査 平成30年11月26日(月) 11:00～17:00 展示 平成30年1月16日～22日	第67回福岡県児童画展 (第38回筑後地区児童画 展)	筑後地区小学校図画工 作教育研究会	久留米市美術館	共催	学校教育 課
21	平成31年3月24日(日) ～4月2日(火)	2019春 小学生「English CAMP in 能古島」「Spring Camp in 能古島」	能古島青少年育成協会	福岡市能古島内及び このしまアイランド パーク内	後援	学校教育 課
22	平成31年8月4日(日) ～8月11日(金)	2019夏 小・中学生チャ レンジ留学「English CAMP in GUAM」	能古島青少年育成協会	アメリカ合衆国領 グアム島	後援	学校教育 課
23	平成30年12月1日(土) 15:00～16:30	平成30年度(第65回)福岡 県小児保健研究会・母子 保健研修会	宮の陣クリーンセンター 環境交流プラザ 2階会議室	宮の陣クリーンセン ター環境交流プラザ 2階会議室	後援	学校教育 課
24	平成30年12月9日(日) 9:20～15:50	谷 和樹 林健広のワクワク が止まらなくなるセミナー In 都久志会館	NPO福岡こども未来工 房	都久志会館 401号会議室	後援	学校教育 課
25	平成31年7月29日(月) 13:00 ～平成30年7月30日(火) 15:30	第43回 九州地区難聴・言 語障害教育研究会 福岡 大会	九州地区難聴・言語障 害教育研究会	福岡リーセントホテル	後援	学校教育 課
26	平成31年3月30日(土) ～平成31年3月31日(日)	DICさくらキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	発心公園キャンプ場	後援	学校教育 課
27	平成31年2月23日(土) ～平成31年2月24日(日)	DICふゆキャンプ	社会教育団体Dreams In Club	北筑後ふれあいの家 跡地	後援	学校教育 課
28	平成31年1月26日(土) 10:30～16:00	DICやきいも会 火遊び体 験	社会教育団体Dreams In Club	民家 (山本町耳納793-1)	後援	学校教育 課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
29	平成30年12月15日(土) 10:00~17:00	DICクリスマス会 クリスマスリースづくり	社会教育団体Dreams In Club	山本コミュニティセンター	後援	学校教育課
30	平成30年11月18日(日) 10:00~15:00	DIC秋のウォークラリー	社会教育団体Dreams In Club	大塚古墳歴史公園周辺	後援	学校教育課
31	平成30年10月28日(日) 10:00~17:00	オリジナルキャンドルづくり &ハロウィンパーティー	社会教育団体Dreams In Club	山本コミュニティセンター	後援	学校教育課

地震時及び防犯の観点からの通学路等の危険箇所調査の結果について

今年度、大阪府北部を震源とする地震で登校中の児童が倒壊したブロック塀に巻き込まれて亡くなる事故及び新潟市で下校中の児童が殺害される事件が発生しました。

このことを受けて、国は、地震時と防犯の観点から通学路等の危険箇所の調査を行うよう各自治体に依頼したところです。

久留米市におきましても、各学校が主体となり、地震時及び防犯の観点から危険箇所を調査しました。

1 調査結果の概要

(1) 調査要領

地震時の観点では、危険なブロック塀、看板や屋根瓦、老朽化した空き家について、目視で調査しました。また、防犯の観点では、警察から提供された犯罪等発生状況等も参考に危険箇所を調査しました。

(2) 調査結果

地震時の観点		箇所数	防犯の観点		箇所数	
総数		657	総数		131	
	危険なブロック塀	542		合同点検箇所		24
	看板や屋根瓦	54				
	老朽化した空き家	61				

(3) 危険箇所の判断基準

① 地震時

ブロック塀（傾きやひび割れなど）、看板や屋根瓦（建物との接合部が錆びについているかなど）、老朽空き家（傾きや落書きの有無など）

② 防犯

見守りの目が十分でない（家や店が近くでない、登下校時に人や車が通らない等）及び環境整備が十分でない（放置自転車や落書きが多い、竹やぶなどが生い茂っている等）こと

2 調査後の対応

- ① 危険箇所の結果をもとに、児童生徒等に対して危険箇所に近づかないなどの注意喚起・指導を行う。
- ② 地震時の調査結果は、都市建設部に情報提供した。
- ③ 防犯の調査結果は、関係機関による合同点検を速やかに行い、必要な対策の検討を進める。

くるめっ子塾の取組について

1 趣旨

高牟礼中学校の生徒を対象に、基礎学力の向上、学習習慣の定着及び居場所づくりを目的として、放課後や長期休暇中における無料の学習支援を試行的に行うものです。

2 概要

(1) 募集生徒の基準

- ① 学力に課題があること
- ② 塾の目的を理解していること
- ③ 家庭等に経済的な課題が見られること
- ④ 学習塾に通っていないこと

(2) 場所

青峰コミュニティセンター

(3) 学習時間等

週当たり2回（月曜・水曜） 夏休みなど長期休暇中を含みます。

学習時間は1回当たり2時間

基本19時～21時、冬季18時30分～20時30分

(4) 教科

国語・数学・英語の3教科を中心に実施

基礎的な教材を使用して、個人に応じた指導を行います。

(5) 委託先

特定非営利活動法人 わたしと僕の夢

3 実施状況

	H27	H28	H29	H30
予算等	4,860千円 (国費 10/10)	4,860千円 (国費 1/2)	5,230千円 (国費 1/2)	4,440千円 (国費 1/2)

	H27	H28	H29	H30
生徒状況*1	30人	34人	17人	10人
学年	1年 15人 2年 6人 3年 9人	1年 11人 2年 14人 3年 9人	1年 13人 2年 4人 3年 0人	1年 7人 2年 2人 3年 1人
校区	青峰 11人 高良内 19人	青峰 20人 高良内 14人	青峰 5人 高良内 12人	青峰 1人 高良内 9人
異動状況	当初入塾 30人	当初入塾 35人 前年継続 11人 途中退塾 1人	当初入塾 15人 前年継続 3人 途中入塾 3人 途中退塾 1人	当初入塾 9人 前年継続 2人 途中入塾 2人 途中退塾 1人
平均出席率	100%	84.1%	90.0%	91.2% *2
学力の変容 *3	成績が維持 又は向上 60%	成績が維持 又は向上 59%	成績が維持 又は向上 78%	—

*1 年度末時点（平成30年度は10月1日時点）

*2 平成30年9月30日現在

*3 校内テストや市学力・生活実態調査の校内偏差値等の変化を4月と1月又は2月で測定

4 主な成果と課題

(1) 成果

- ① 27年度と28年度の第一志望校への高校進学率は、ほぼ100%であり、学力についても一定の成績の維持向上が見られました。
- ② 29年度の生徒アンケートでは、4段階の自己評価で「学習がよく分かる3.3」「学習が楽しかった3.1」「自分にはよいところがある2.9」など、達成感や自尊感情に関して肯定的な認識が見られました。

(2) 課題

- ① 当初募集のほか、複数回の募集告知や個別の声かけを行っていますが、生徒が減少しています。理由として「別の塾に行くようになった」「部活が忙しくなった」などが見られています。
- ② 基礎・基本の学習と高校進学に向けた学習内容の差、学習場所までの保護者の送迎、生徒の校区の偏りが挙げられます。

平成30年度久留米市立小・中・高・特別支援学校の卒業式について

平成30年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校の卒業式の期日は、下記のとおりです。

記

年	月日	曜日	学校名等
平成31年	3月 1日	金	南筑高等学校
	3月 3日	日	久留米商業高等学校
	3月 5日	火	久留米特別支援学校（高等部）
	3月 9日	土	中学校
	3月12日	火	久留米特別支援学校（小学部・中学部）
	3月15日	金	小学校

バクー世界柔道選手権大会の成績報告について

1 概要

バクー世界柔道選手権大会の団体戦において、南筑高等学校スポーツキャリアクラス3年の 素根 輝（そね あきら）選手が出場した日本が優勝し、金メダルに輝きました。

2 大会概要

主 催 国際柔道連盟
開催国 バクー（アゼルバイジャン共和国）
日 程 平成30年9月20日～9月27日

3 団体戦について

団体戦は、16カ国が出場し、トーナメント方式で実施されました。チームは男女それぞれ体重別の3階級、合計6人で構成します。

4 大会成績

素根選手は2回戦と準決勝戦に出場し、それぞれ一本勝ちしました。

2回戦	日本	4-0	モンゴル
準々決勝	日本	4-2	アゼルバイジャン
準決勝	日本	4-0	コリア
決勝	日本	4-1	フランス

定例教育委員会資料
平成30年10月19日
教育部 学校教育課

平成30年度九州中学校体育連盟体育大会及び
全国中学校体育連盟体育大会の結果について

平成30年度における、九州中学校体育連盟体育大会及び全国中学校体育連盟体育大会の結果は、別紙のとおりです。

平成30年度 九州中学校体育連盟体育大会出場者

(平成30年9月19日現在)

■九州大会

団体

学校名	種目	生徒名	学年	出場登録人数	福岡県大会	開催県	九州大会結果
三潯中学校	女子ソフトテニス(個ダブルス)	むとう ひな たがわい か 武藤日菜・田川初香	3	2	3位	沖縄	予選出場
	弓道 男子団体	いしまる かんた 石丸 款大・他	3, 2	4	3位	福岡	予選出場
	弓道 女子団体	てらしま あみ 寺島 亜美・他	3	4	3位	福岡	予選出場
江南中学校	バドミントン 女子団体	はらだ さな なかはら さちこ 原田 紗奈・中原沙知子 他	3, 2	2	準優勝	鹿児島	ベスト8
田主丸中学校	柔道 男子団体	おき そうた 沖 颯太・他	3, 2	7	準優勝	鹿児島	ベスト8
	陸上 低学年女子 4×100R	ひろた かりん 廣田 花鈴・他	2, 1	6	2位	佐賀	3位
城南中学校	柔道 女子団体 70kg以下級	みやさき ゆうな 宮崎 結菜・他	3, 2	4	団体2位	鹿児島	団体準優勝

個人

学校名	種目	生徒名	学年	競技種目階級等 (男女がわかるように)	福岡県大会	開催県	九州大会結果
田主丸中学校	柔道 女子	すだ なつき 須田 菜月	3	48kg級個人	優勝	鹿児島	1回戦出場
	柔道 女子	とよふく はるな 豊福 花梨	2	44kg級個人	準優勝	鹿児島	1回戦出場
	柔道 女子	さとう みすず 佐藤 実紗	1	40kg級個人	準優勝	鹿児島	準優勝
	陸上	いくの みちよ 生野 倫代	1	1年女子100m	優勝	佐賀	4位

城南中学校	柔道	よしだ ゆめな 吉田 夢菜	2	70kg級	優勝	鹿児島	準優勝
	水泳	みやはら たいき 宮原 大輝	3	男子1500m自由形	2位	熊本	4位
北野中学校	陸上	ながぬま しゅん 長沼 俊	3	3年男子100m 3年男子200m	標準突破 2位・突破	佐賀	予選出場 予選出場
明星中学校	柔道	いで がおう 井手 凱王	2	男子55kg級個人	優勝	鹿児島	優勝
	陸上	みやじ たける 宮地 彪流	3	共通男子砲丸投げ	2位	佐賀	5位
久留米聴覚特別支援学校	バドミントン	やかべ まい 矢ヶ部 真衣	2	女子シングル	4位	鹿児島	1回戦出場

平成30年度 全国中学校体育連盟体育大会出場者

■全国大会

個人

学校名	種目	生徒名	学年	競技種目階級等 (男女がわかるように)	福岡県大会	開催県	全国大会結果
江南中学校	バドミントン女子個人 ダブルス	ちきたり かこ いまむら すず 千北梨花子・今村 涼	2	個人ダブルス	個人優勝	山口	ベスト16
田主丸中学校	柔道 女子	すだ なつき 須田 菜月	3	48kg級個人	優勝	広島	5位
城南中学校	柔道 女子	よしだ ゆめな 吉田 夢菜	2	70kg級	優勝	広島	ベスト16
北野中学校	陸上	ながぬま しゅん 長沼 俊	3	3年男子100m 3年男子200m	標準突破 2位・突破	岡山	予選出場 予選出場
明星中学校	柔道	いで がおう 井手 凱王	2	男子55kg級個人	優勝	広島	2回戦出場

梅林寺「有馬家^{ありまけたまや}霊屋」の国重要文化財指定について

1 久留米藩主菩提寺梅林寺の有馬家墓所について

梅林寺は、元和7年（1621）有馬豊氏入国とともに開かれ、藩主菩提寺として崇敬を
あつめ、現在でも九州屈指の禅林道場として知られています。梅林寺には藩主の墓所と
して藩主一族の墓塔・供養塔・位牌などが霊屋に安置されており、霊屋は5棟あり、内2
棟が納塔廟、3棟が位牌廟となっています。位牌廟内部には位牌を納めた壮麗な宮殿が
備わります。

有馬家霊屋は、その歴史的建造物としての重要性から、平成22年3月に福岡県有形文
化財に指定されていましたが、その後の調査等により、本年度、国の重要文化財に指定
される予定となりました。

2 指定される文化財の名称等

指定名称：有馬家^{ありまけたまや}霊屋5棟 指定種別：国指定有形文化財 建造物（重要文化財）

3 重要文化財指定の経過と今後のスケジュール

9月21日（金）文化庁が本件を文化審議会に諮問

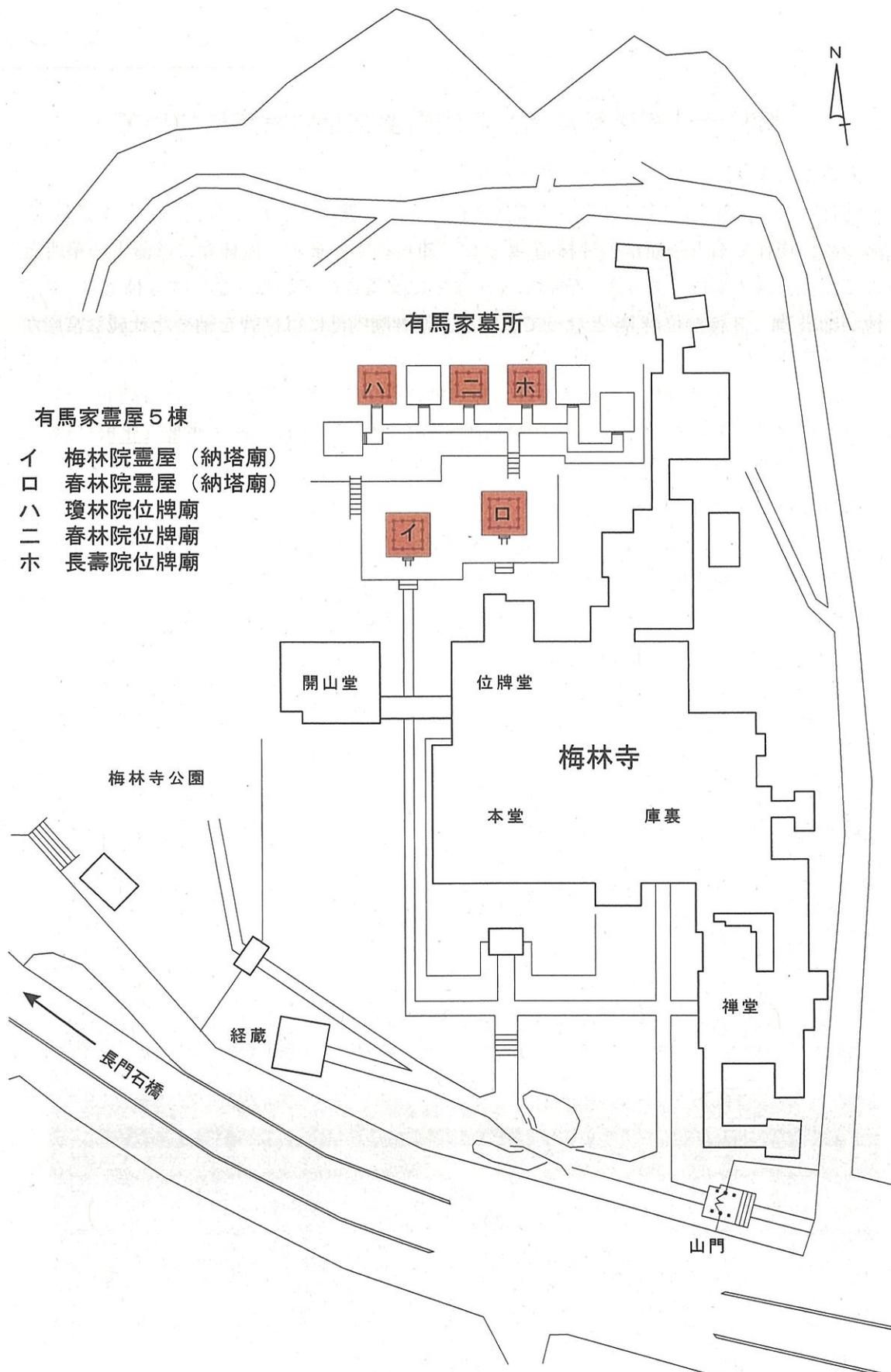
10月19日（金）文化審議会答申

12月～1月 官報による、指定告示（告示日が指定日となる）



有馬家霊屋（位牌廟）

位牌廟内部の宮殿



- 有馬家靈屋5棟
- イ 梅林院靈屋（納塔廟）
 - ロ 春林院靈屋（納塔廟）
 - ハ 瓊林院位牌廟
 - ニ 春林院位牌廟
 - ホ 長壽院位牌廟

有馬家靈屋5棟（ありまけたまや）
 国指定有形文化財建造物（重要文化財）
 指定予定物件

梅林寺 配置図

縮尺 1/1000

歴史のまち 久留米
久留米歴史ストーリー 【石室を彩る原始絵画】 関連イベント

◎ 古墳めぐりガイドツアー

◎ 古代体験ワークショップ
火おこし体験・勾玉づくり体験

- 古墳めぐりガイドツアー
10:30・14:00 の2回
各回 20名 ※要申し込み
- 火おこし体験 ※随時受付 **無料**
- 勾玉づくり体験 ※当日先着 50名

第6回みのう校区山苞まつり
※同日開催
出店や餅つきなどでにぎわいます。

平成30年11月3日(土・祝) 10:30～

会場：大塚古墳歴史公園 久留米市田主丸町石垣 2-1

みのう校区山苞まつり会場

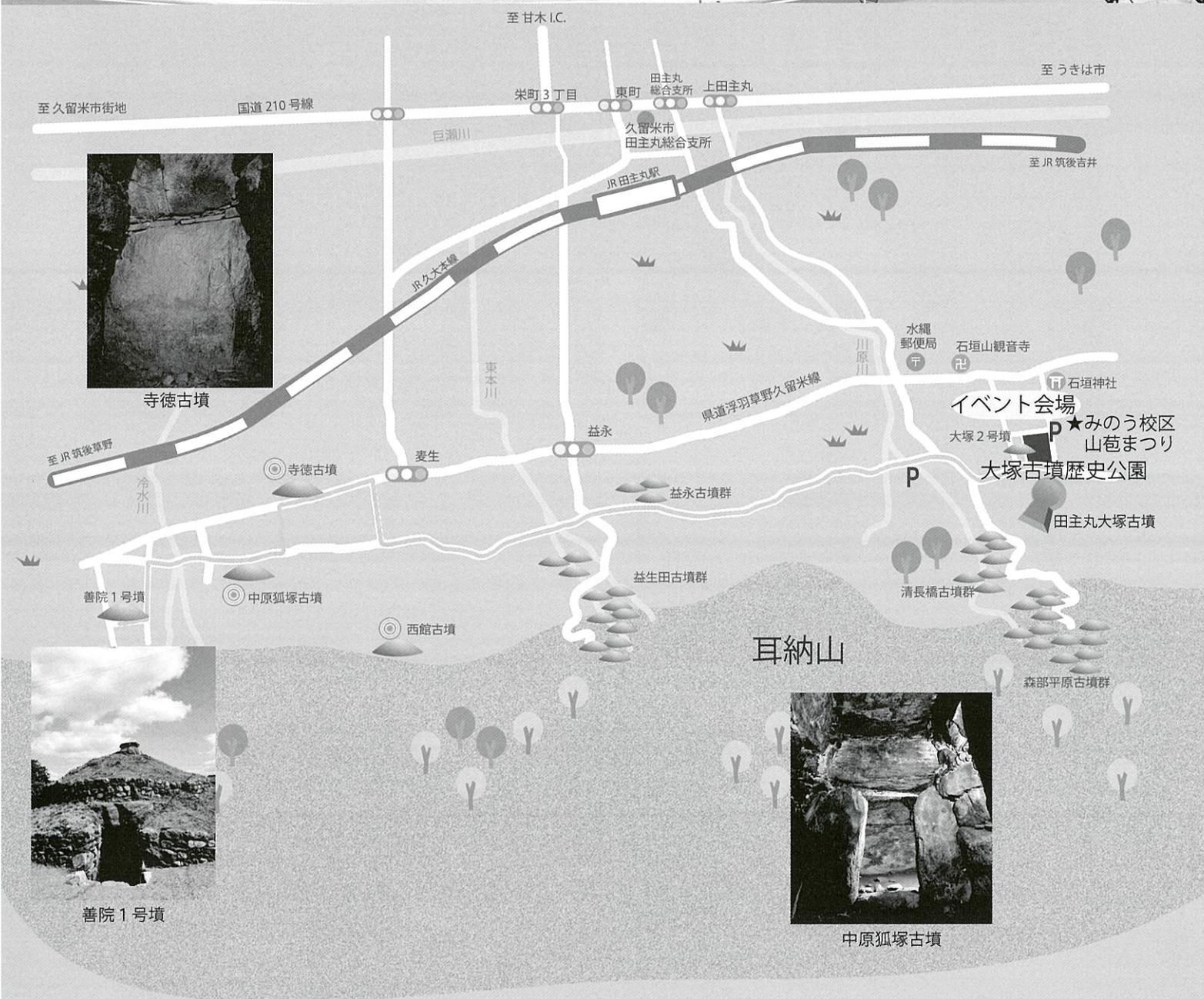
ガイドツアー申し込み・お問合せ：久留米市文化財保護課 TEL0942-30-9322

FAX0942-30-9714

報告 8-1

主催：久留米市 共催：水繩校区まちづくり振興会

耳納北麓の秋を感じながら、 歴史ロマンにふれる一日



古墳めぐりガイドツアー 10:30 14:00 各回20名
 ◎申し込みが必要です 10月22日8:30より下記にて受付
 久留米市文化財保護課 電話 0942-30-9322

大塚古墳歴史公園(集合)→大塚2号墳→田主丸大塚古墳→山苞の道を散策しながら西へ→益永古墳群→寺徳古墳→中原狐塚古墳→善院1号墳(解散) 約5.3Km
 ※解散後、大塚古墳歴史公園まで送迎。また、路線バスの停留所も至近です。
 ※ガイドツアーで巡る古墳は、当日の状況により変更になることがあります。

古代体験ワークショップ (無料)
 ●火おこし体験 随時受付
まがたま
 ●勾玉づくり体験 当日先着50名

第6回 みのう校区山苞まつり
 ●ステージイベント、餅つき(つきたてを無料配布)
 餅まき、出店など
 主催:みのう校区山苞まつり実行委員会 協賛:水繩校区まちづくり振興会

お問い合わせ:久留米市市民文化部文化財保護課 TEL:0942-30-9322 FAX:0942-30-9714

久留米市立中央図書館 開館40周年

としよがなまつり

平成30年 11/9 (金) ~ 25 (日)



申込み
問い合わせ

久留米市立中央図書館
電話 0942-338711
FAX 0942-338713
久留米市野中町九七〇-1

11/9
Fri

大人が楽しむ おはなし会

民話の語りや詩の朗読など
出演：おはなしボランティア・
北九州市の語り部のみなさん
時間：13時30分~15時
会場：図書館3階会議室
申込：不要

11/10
Sat

ブックトーク講演会

「絵本から幼年・児童文学へ～
読書の楽しさをつないでいくには」
講師：ブックトーク研究会
代表 末宗 嘉子さん
時間：14時~15時30分
会場：図書館3階会議室
申込：要(10/8より受付)

11/10
Sat

点字を体験 してみよう!

講師：点訳ボランティア
きつつき
時間：13時~16時
会場：玄関ホール
申込：不要

11/11
Sun

録音図書を 聴いてみよう!

講師：音訳ボランティア
せせらぎ
時間：10時~13時
会場：玄関ホール
申込：不要

11/15
Thu

映画上映会

『刑事』(2012・高倉健)
時間：14時~15時30分
会場：図書館3階
視聴覚ホール
申込：不要

11/18
Sun

わくわく! にんぎょうげき

人形劇や手遊び・
ブラックシアターなど
出演：人形劇ボランティア
時間：14時~15時
会場：図書館3階会議室
申込：不要

11/23
Fri

リサイクル 古本市

時間：10時30分~
なくなり次第
会場：文化センター園内
(図書館南側)
※雨天時 図書館3階
会議室
申込：不要

11/25
Sun

絵本ライブ講演会 & ワークショップ

講師：さいとうしのぶ(絵本作家)
時間：①講演会 13時~
②ワークショップ 自分の名前で絵本
をつくらう! 14時50分~
会場：石橋文化会館小ホール
及び研修室
申込：要(10/9より受付)